

## 議案第107号

### 港区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

#### 1 改正理由

個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）の一部改正を踏まえ規定を整備するほか、港区議会が保有する個人情報に係る審査請求についての諮問に応じるため、港区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正します。

#### 2 改正の内容

- (1) 港区情報公開・個人情報保護審査会の審査対象に、港区議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問を加えます。
- (2) 保護法に基づく個人情報保護制度となるため、個人情報の根拠規定を改正します。

#### 3 施行期日

令和5年4月1日

港区情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改正案

現行

(設置)

第一条 港区情報公開条例(平成元年港区条例第二号)第十条第二項、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)第五百条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び港区議会の個人情報保護の保護に関する条例(令和四年港区条例第 号)第四十五条第一項の規定による諮問に応じて審査するため、区長の付属機関として、港区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(中略)

(秘密保持)

第八条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は職務上知り得た個人情報(法第二条第一項に規定する個人情報をいう。)をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(後略)

(設置)

第一条 港区情報公開条例(平成元年港区条例第二号)第十条、港区個人情報保護条例(平成四年港区条例第二号)第三十条及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成二十七年港区条例第二十八号)第二十六条の規定による諮問に応じて審査するため、区長の付属機関として、港区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(中略)

(委員の責務)

第八条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は職務上知り得た個人情報(港区個人情報保護条例第二条第一号に規定する個人情報をいう。)をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(後略)

付  
則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。